

■市民の皆様からいただいた「市長への手紙」に対する回答の内容をまとめました。

○対象となった市長への手紙：9件

○対象とならなかった市長への手紙：15件（匿名、回答不要、市政に直接関係のない内容等のもの。）

■対象となった市長への手紙の回答（受付年月 令和6年6月分）
※対象となった市長への手紙のうち、1件は個人情報に関する内容となっており、下記に掲載しておりませんので御了承下さい。

対応状況凡例：○＝手紙の内容に応じて対応済
△＝手紙の内容を検討中
×＝手紙の内容に対応できない

NO.	種別	件名	要旨	対応		所管課
				内容	状況	
1	メール	定額減税に合わせたお願い	6月からの定額減税の島田市における施策についてお願いします。世帯主が非課税で同居の家族が課税されている場合世帯主の扶養者が今回の施策からは抜け落ちてしまいそうです。 担当課はどこなのか良くわかりません、また税金の方に問い合わせたところまだ何も決まっていないとの回答をいただきましたがネットで調べてみるとどうやら、対象からは外れそうです。なんとかそのような扶養者が抜け落ちない施策をお願いします。	今年度実施されます定額減税は国が実施を決めたもので、その対象者は所得税又は住民税所得割の納税者であり、非課税の方は対象外となっています。 また、定額減税に係る調整給付の対象は、定額減税対象者のうち所得税又は住民税所得割から減税対象額を控除しきれない方であり、非課税の方は同じく対象外となります。 定額減税は国が制度設計をしているものであり、定額減税対象者と同一世帯の非課税の方に対する市独自の支援施策は考えておりませんので、御理解をお願いします。	×	課税課 (36-7140)
2	メール	市営温泉施設の値上げと広域連携について	染谷市長は初当選後、前市長の下で中断していた志太三市長の定期協議を復活した。このような広域連携を重視する姿勢は高く評価すべきものと考えてきた。 今回、7月より伊太和里の湯を含む市営の温泉3施設について、大人の市内利用者 590 円、市外利用者 820 円への値上げが発表された。（現行は一律 520 円。値上げ幅は市内が 70 円、市外は 4.3 倍の 300 円。市内は 13.5%、市外は 57.7%の値上げとなる。あまりにインパクトのある料金差別と感じる。） 値上げの経緯は、条例で定める入館料の上限を昨年3月に一律 520 円から、市内 600 円、市外 890 円に改定し、指定管理業者はこの範囲で前記の値上げ額を決めたものと認識している。従って、市外利用者への懲罰的とも言える大幅な料金差別は、条例改定案を決裁した市長の判断ということ	市内公共温浴3施設である「田代の郷温泉伊太和里の湯」「川根温泉ふれあいの泉」「川根温泉ホテル」につきましては、指定管理者に管理運営を任せしており、来場される皆様に快く利用していただけるよう、市として現場の状況把握に努め、指定管理者の指導にあたっております。 令和5年2月議会において可決された、市内公共温浴3施設の利用料金の上限額につきましては、人件費やエネルギー価格及び物価高騰による施設運営経費の増加を勘案し改定したもので、県内の日帰り温泉施設につきましては、600円程度から1,000円程度まで幅広い利用料金が設定されていることを認識しております。 市民と市外在住者の利用料金の上限額が異なることにつきましては、施設の維持管理費を本市の財源から支出していることを考慮し、市外在住者の負担を高くした料金に設定しました。また、市内の他の	○	観光課 (36-7394)

		になる。 私は伊太和里の湯を週３回ほど利用しているが、当然、この料金差別は市外利用者の反発を招き、「これでは、市外の人は来るなど言われたようなものだ。」、「島田市が嫌いになった。もう利用せず、他の施設に行く。」、「自分の街の施設利用料に島田市民割増を作ってもらいたい！」等、厳しい声が聞かれた。 従来、市外利用者に割増料金を課す事例は大東温泉シートピアがあったが、昨年８月に市内と同額に改定された。従って現在、市外利用者に割増料金を課する料金差別は、近隣では島田市のみということになる。 少子高齢化の進行による国力低下という厳しい状況下、広域連携の重要性は更に増すものと考え。染谷市長はなぜ近隣市町住民を敵に回すような施策を決裁したのか、御自身の施政哲学に基づき、排斥された市外利用者が納得するような御説明をお願いしたい。 一般に入浴施設は経費の固定費比率が高く、市内外を問わず利用者数が採算分岐点を割れば、急速に赤字が増加します。逆に適切な料金設定で一定以上の利用者数が確保出来れば、運営側、利用者ともに win-win の状況が実現できます。この差別的値上げにより市外利用者が大幅に減少し、料金収入がわずかししか増えず、誰も得をしないという愚かな結果となることを危惧しています。 なお、類似施設の「ゆらく」に関し藤枝市に問い合わせたところ、「値上げの予定はない。もし必要な事態になれば、上層部に相談し、施設の運営ポリシーを踏まえて、値上げだけに頼らず総合的に対応したい。」旨の回答がありました。	公共施設においても、受益者負担の適正化を図るため、利用料金のみを負担する市外利用者について、割増料金や上限額を設定しております。 ７月より実施する市内公共温浴３施設の料金改定につきましては、指定管理者から提案を受け、条例の規定に基づき承認しております。 人口減少や近隣の温泉施設リニューアルやオープンによる利用者減、物価高騰などの要因により、これまでの利用料金での運営が厳しい状況にある中で、指定管理者は持続的なサービスの提供が可能である新料金を提案したものです。 市としましても、施設運営において料金改定のみならず、利用拡大への取組やコスト削減等を積極的に行うよう指定管理者に指導してまいります。 今回、〇〇様からいただきました御意見につきましては、島田市と指定管理者において情報を共有し、適切な管理運営を心掛けてまいります。 今後も、利用者の皆様や地域の皆様からの御意見等を参考に、より多くのお客様に御愛顧いただける施設となるよう努めてまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。	
--	--	---	---	--

3	メール	バラの丘公園の ドッグランについて	先日うちに犬がいるのでドッグラン利用してみました。広さは良いと思います。ただ、立地が悪いです。行くまでの道中坂がきついです、大型犬と小型犬に別けてあるとありがたいです、もう少し山の上でなく下の方に作れませんか?下の方にも作れそうな土地ありますよね～?蚊やらダニがいました、虫除けしてても犬がさされないか心配です、	ばらの丘公園は、指定管理者制度により、民間事業者の「しまだローズパートナーズ」が、管理運営を行っています。 園内にあるドッグランについては、愛犬と一緒に来園される方が多いことから、指定管理者が平成29年4月から、芝生広場をドッグランとして開放しており、これまで多くの方にご利用いただいております。 このドッグランは、バラの観賞をメインとする当園の敷地内に設置したものであり、地形的な条件から、現状、設置場所の変更等は難しい状況にありますが、今回、〇〇様からいただいたご意見については、ドッグランを運営する上での課題ととらえ、指定管理者と話し合い、より良いドッグランの在り方について検討してまいります。	△	建設課 (36-7187)
4	メール	市道伊太谷川左岸5 号線に係る整備に ついての回答につ いて	昨年市長への手紙にて要望した案件につき、県有地（管理地）上のため、県にも要望し、道路管理については市からの回答を依頼したとの回答があった。 その回答が本日付ですぐやる課から文書であった。内容は自治会及び近隣住民と話し合い、要望書の提出をするようにとのことであった。 最初の市長への手紙でも指摘したが、同市道で2年前に隣接地権者の要望で何の手続きも経ずに県有地いっぱいまで舗装（すぐやる課の言い方では市道拡幅）した。 なぜ今回は手続きが必要なのか。平等原則にもとる。 最初の市長への手紙で指摘したように、染谷市政は人によって対応を変えるのか。 再度問う。	今回、静岡県が管理する建設省名義の土地を利用して道路との段差を解消する御要望について、市がお応えするには、道路の高さに合わせるための盛土、盛土箇所への舗装、道路の外側に土留め壁を設ける等が必要になると考えています。また、この土地は、伊太谷川の河川区域にあるため、県への占用協議も必要になります。 このように、現道が拡幅され、道路としての形態が変わるため、〇〇様の御意見だけでなく、自治会や隣接する住民の皆様の同意や御協力が必要であると考えています。 このような場合、市では自治会から要望書を提出していただき、関係する皆様の同意を確認し、整備する方法をとっています。この点につきまして、何卒、御理解していただきたくお願いいたします。 なお、2年前に舗装した箇所については、あくまでも、現道の修繕工事であり、水たまりを解消したものです。また、今回の件と2年前の件については、現場の状況から判断したものであり、人によって対応を変えたものではありません。	×	すぐやる課 (36-7152)
5	メール	新型コロナワクチ ン被害について	本日傍聴させて頂きました。 海外の情報では生物兵器の認識が強くなってきている m-RNA ワクチンです。政府の方針を護る立場もわかるのですが、市として情報を集めて頂きたく存じます。なぜなら政府が間違った情報を流している可能性もあるからです。命と健康を護る	今後の新型コロナワクチン接種については、新型コロナウイルス感染症が予防接種法上のB類疾病に位置付けられたことから、予防接種法に基づく定期接種として、令和6年の秋以降、対象者を限定して実施する予定です。この接種は、個人の重症化予防が目的であり、接種対象者に対して接種を受ける努	○	健康づくり課 (34-3282)

			のが議員の務め。 お金、環境問題、電気、マイナカード、どれを取っても政府の対策に賛成できるものはありません。 このままワクチン接種（海外では既にワクチンとはいわず、先導していたファウチ博士には刑罰を求めている議員も多数おります）を推進すれば人口は減少し、それを補うために移民が増え（目的は侵略）日本の文化、歴史、言葉は破壊に向かうと思われます。 本当に安全なのか、日本国民のためになるのか、島田市として情報をあつめ、分析し、将来どうなるのかを真剣に考えて頂きたいです。 戦後生まれの日本人は物事を考える教育の道筋を閉ざされてきました。私はコロナウイルス騒動が起きた時にたくさんの事を知る時間を与えられました。 市長にも是非広い視野をお持ち頂き、再考頂きたいです。	力義務は課せられていないことなどから、本市では、個別通知による接種勧奨は行わず、対象者のうち接種を希望する方に対し、接種機会を提供していくこととしております。 また、ワクチンの安全性につきましては、厚生労働省の審議会において、副反応疑い報告制度により常に情報を収集しながら、ワクチン接種と副反応疑い事象の因果関係の評価を行ってきておりますが、現在のところ、新型コロナワクチンの接種を中止すべきとの判断はされておられません。 今後におきましても、厚生労働省の審議会の評価結果等を注視していくとともに、市民の皆様が、接種について十分に検討、判断ができるよう、ワクチン接種による副反応等のリスクや有効性などについて、周知に努めてまいります。 何卒、御理解いただきますようお願いいたします。		
6	メール	コミュニティバスについて	毎日バスに乗っていますが不満しかありません ①本数が少なすぎる もっと本数を増やしてください。お願いします。特に夕方。（帰宅の時間）1本逃すと1時間以上待たなきゃいけないのはつらいです。その1時間待っている間何してればいいんですか？教えてください。 ②時間がかかり過ぎている バスは安全運転しなければいけないのはわかっていますが、家に着くまで1時間かかるのは遅すぎです。こんなに遅いと余計にバスの利用者が減るのと思います。こんなに着くのが遅いとバスを利用したくなくなります。 少しでも改善してくれるとありがたいです。お願いします。	コミュニティバスは地域の移動手段としての役割を果たし、多くの方々の生活を支える大切な公共交通機関であることから、運行本数については、利用状況を調査したうえで効率的な運行と地域全体のニーズを総合的に考慮し設定しております。 御要望のありました増便につきましては、全国的な運転手不足の問題や、乗車者数などの利用状況や乗車運賃の設定状況及び運行に係る経費等の大きな費用の問題から、実現は難しいと考えております。 本数が少ないためお待たせする時間が長くご不便おかけいたしますが、現在の運行時刻にそって御利用いただけますと幸いであり、その旨、御理解くださいますようお願いいたします。 次に運行時間についての御意見に関してですが、コミュニティバスは公共交通機関であるため、法定速度の厳守はもとより、安全運転を最優先事項としております。 そうしたことから、現状の運行時間を短縮することは困難ではありますが、御利用いただく方々が安全かつ快適な移動ができるよう、より良いサービスの提供に向け運行管理の改善に努めてまいりますので、御理解と御協力のほどお願いいたします。	×	生活安心課 (36-7144)

7	メール	6.26 付回答（伊太谷川5号線）について	伊太谷川 5 号線に係る要望についての回答（6.26 付）が届いた。私はこんなに欺瞞に満ちた公文書を見たことがない。課長、部長、市長は市長への手紙の内容を理解し根拠に基づき説明責任を果たす回答となっているか判断して決裁したのだろうか疑問に思う。 以下について回答を求める。 1. 「2 年前の舗装箇所は現道の修繕」とあるが、占用許可を取らず、市道幅員変更等手続きを取らず実施した修繕である。「現道」と解釈する法的根拠は何か。建築基準法第 42 条第 2 項道路が根拠であるなら、要望箇所と同じである。 2. 「県への占用協議が必要」とあるが、指摘箇所は何の手続きもせずに舗装している。（何度説明すれば理解するのか。それとも理解したくないのか。）伊太谷川 5 号線はすべて建築基準法第 42 条第 2 項道路であり、その範囲はすべて県管理地内である。その管理責任は土地所有者との市の指摘に基づき県（河川管理課）に照会した結果、「道路管理は市の業務。協議し、市から回答する。」との回答があった。内容はすぐやる課も承知している。簡単に言えば、県は建築基準法第 42 条第 2 項道路として市が整備することに異論はないということではないか。 3. 「盛土、土留壁が必要。手続が必要。」とあるが、伊太谷川左岸には盛土、擁壁（高いところで 2M）県有地内全面を整備、舗装しているところが数か所ある。（すぐやる課も確認している。）市の言う手続を取ったなら記録を示してほしい。ちなみに数か所は建築基準法第 42 条第 2 項道路対象地ではない。 4. 伊太谷川 5 号線は全線県管理地内まで建築基準法第 42 条第 2 項道路である。（県もすぐやる課も承知している。）その趣旨及び自治法・行政サービス基本法の法理に照らせば最低限段差解消は県・市の責務ではないか。 5. 根拠のない理由をつけてどうしてもやりたくないという意識が感じられるが、すぐやる課が内容照会に来た時に要望地隣接地管理不動産業者から「売り物なので見栄えを悪くされては困る。」と要求されたと言っていた。市あるいは職員は業者	2 年前の舗装箇所は、道路法第16条第 1 項の規定により、市道認定した範囲内において、舗装補修を行ったものであり、建築基準法第42条第 2 項を根拠にしたものではありません。 このことに対して、〇〇様が要望する段差解消箇所は、市道の区域外にある県が管理している建設省（現国土交通省）名義の土地を利用した道路拡幅となるため、費用や時間がかかること、周囲の理解も必要になることに加え、河川管理者である静岡県と協議し許可を受ける必要があることなどを考慮し、自治会からの要望が必要と判断しました。 今回の件は、県も承知しており、県では、要望される段差解消箇所が河川法の区域内にあるため、市からの協議があれば応じていくと聞いております。	×	すぐやる課 (36-7152)
---	-----	-----------------------	---	---	---	--------------------

			に付度しなければいけないような特殊な関係にでもあるのか。			
8	メール	河川清掃相談	農業用水として使用していた（現在米を作る農家もなく管理されていない）河川での相談です。 生活用水として使用していない為、4月に行われる川ざらいでさらうこともなく放置状態の河川です。川の流れが雑草等で止まるため、私が毎月定期的にさらっていますが、高齢のため今後できません。このまま放置しますと川がせき止められますので、定期的な管理か川に蓋をする等の処置をお願いします。組み内での高齢化（80 歳以上）が進み隣組で解決困難な為、対策をお願いしたいです。	水路清掃に対しまして、毎月定期的な作業を行っていただきお礼申し上げます。 〇〇様のご意見につきましては、4月に行われる市内一斉環境美化活動（川ざらい）を自治会が主体となって行っていることもありますので、御提案があった蓋の設置を含め、一度、自治会へ御相談していただきたくお願いします。 また、この件に限らず、自治会から、高齢化により浚渫などの作業が出来ず、市の方で行ってほしいという御要望をいただいています。市としても御要望のあった箇所を調査し、自治会と相談しながら、必要と判断させてもらった箇所については、対応させていただいております。	○	すぐやる課 (36-7152)